

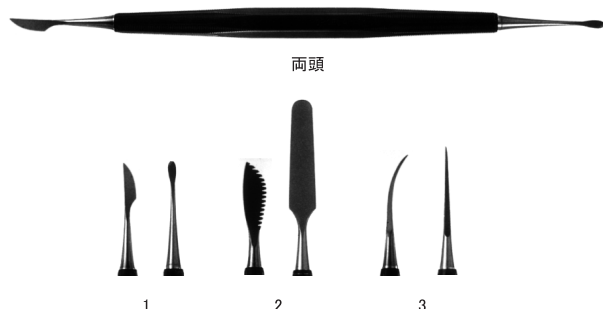
機械器具70 歯科用鋳造器
歯科技工用形成器具／JMDN:70760000

マイクロポーセレン

【禁忌・禁止】

1. 本製品は使用目的以外に使用しないこと。
2. 有資格者以外の使用を禁止すること。

【形状・構造及び原理】



【使用目的又は効果】

ワックス、石膏、レジン又はセラミックス等を築盛あるいは彫刻形成するために用いる。

【使用方法等】

ワックス、石膏、レジン又はセラミックス等を築盛あるいは彫刻形成するために用いる器具をいう。作業を容易にするために、補助的に種々の材料を併用することがある。

【使用上の注意】

1. **注意事項の厳守**：器具の正しい使用のために、下記の注意事項を必ず守ること。
 - ・本製品は使用するために必要は知識、技術に習熟した医師が使用すること。
 - ・本製品を包装から取り出す際、及び使用後、洗浄・消毒・滅菌時には先端に十分注意して取り扱うこと。
 - ・異常に気づいた時は、直ちに使用を中止すること。
 - ・性能が落ちた場合は、早めに新品と交換すること。
 - ・本製品は金属であるため、度重なる使用による金属疲労により破損する事がある。
2. **不具合・有害事象の注意事項**：本製品の使用により以下のような不具合・有害事象が起こる可能性がある。
 - ・本製品の適切な洗浄・滅菌を怠ったために起きる感染。
 - ・皮膚の裂傷やグローブの破れ。
 - ・金属アレルギー
3. **ステンレス鋼使用**：素材のステンレス鋼は、鉄に比較して錆びにくい金属であるが、使用方法、環境によっては腐食（錆び）することがある。以下の使用上の注意を守ること。
4. **禁忌の薬剤**：次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、ポビドヨード、ホルマリン・フェノール、グルコン酸クロルヘキシジ

ンは金属腐食を起こす恐れがあるので、使用しないこと。

5. **家庭用洗剤の使用禁止**：家庭用洗剤は、金属を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄には、歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
6. **機能水の使用禁止**：超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるので、使用しないこと。
7. **洗浄、消毒、滅菌上の注意**：
 - ・使用後は、防錆洗浄液、精製水を用いて器具に付着した血液、体液、組織片を速やかに除去すること。
 - ・洗浄、消毒、滅菌には、出来るだけ精製水を使用すること。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。
 - ・薬液消毒を行なう時は、薬剤の添付文書に書かれた使用上の注意を守ること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがある。
 - ・加熱滅菌器（オートクレーブ滅菌器など）の乾燥温度に注意すること。高温の乾燥は、器具が変質または変色することがある。
 - ・洗浄、消毒、滅菌後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。
8. **磨き粉、金属ウール・金ブラシの使用禁止**：腐食（錆び）の原因となるので、洗浄の際、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。
9. **保管上の注意**：「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。また、化学薬品といっしょに収納・保管しないこと。

【保管方法】

1. 本製品は高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また水漏れや直射日光は避けるよう細心の注意を払うこと。
2. 本製品は、保管の際、変形や損傷の原因になりうる硬い物への接触や、衝撃、落下を避けるよう注意を払うこと。

【取扱い上の注意】

1. 器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑は取扱いしないこと。

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後の点検：使用前・使用後に、刃部に破損、ヒビ、キズがないか、又作業部・柄部に大きなキズや腐食等がないか確認すること。これらがあ

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者及び製造業者
有限会社 菅原歯科精工器工業
電話番号：03-3893-8051